

## 会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	令和4年5月17日（火） 午後1時30分から
会 場	東大和市役所 会議棟 1階 第1・2会議室
出席者	運営協議会委員16名（欠席1名） 健幸いきいき部長、保険年金課長 事務局2名  合計20名
公開 等 非公開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input type="radio"/> 無 非公開議決 一部
傍聴人	有・ <input type="radio"/> 無
会議次第	日程第1 国保講演会の動画公開について（報告） 日程第2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する 国民健康保険の施策について 日程第3 その他
会議の記録	別紙会議録のとおり
備考	

岩野課長	<p>それでは、会議を始める前に、事務局より報告がございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>保険年金課長の岩野と申します。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。ここからは着座にて失礼させていただきます。事務局から2点ほど、ご報告をさせていただきます。</p> <p>1点目につきましては、本日の次第についてでございます。委員の皆様を送付させていただきました開催通知の議題に、本日、急遽、加えさせていただいた議題がございます。机上に配布させていただいております本日の次第をご覧ください。</p> <p>3の議題に、「日程第2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険の施策について」を加えさせていただきました。開催通知をお送りする段階では、まだ、令和3年度の実績がまとまっておりませんでした。ここで、速報値がまとまりましたので、ご報告のため、急遽、本日、議題として加えさせていただきますことを、ご了承願います。</p> <p>2点目につきましては、委員の交代についてでございます。公益代表の中澤孝行委員が、令和4年3月31日をもちまして定年退職に伴い、辞任されました。後任には、春山泰毅委員が、令和4年4月1日付で、就任をご承諾いただいております。</p> <p>任期につきましては、前任者の残任期間でございます令和6年3月31日までとなります。お手元に当協議会の名簿をお配りしておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。本日、これより委嘱状を交付させていただきます。本来であれば、市長より、委嘱状をお渡しさせていただくところではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、春山委員におかれましては、誠に恐れ入りますが、</p>
------	--

	<p>机上にて交付させていただいております。何卒、ご理解、ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。報告は、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。続きまして、本日は市長にお越しいただいておりますので、市長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
尾崎市長	<p>皆さん、こんにちは。尾崎でございます。本日は、ご多忙の中、令和4年度第1回東大和市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、このたびは、公益代表として、新たにご就任いただくことになりました春山委員におかれましては、市の国民健康保険事業の運営に、お力添えを賜りますこと、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、昨年度、本協議会においてご審議をいただきました令和4年度の国民健康保険税率の改定につきましては、先の定例会にて、議員の皆様のご承認をいただくことができました。改めて、委員の皆様のご理解、ご協力に感謝申し上げます。市では、国民健康保険制度を、安定的、かつ持続可能なものとして運営するため、国保財政健全化計画に基づき、一般会計からの赤字補填の繰入れを解消するよう取り組んでいるところであります。また、当市のように、積極的に国民健康保険の財政健全化に取り組んでいる市に対しまして、何らかの支援が得られるよう、東京都にさまざまな働きかけを行っているところでもあります。今後も、市は、国民皆保険を下支えする大切な国民健康保険制度の健全運営に努めてまいりますので、委員の皆様には引き続き、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>最後に、本日お集りの皆様のご健勝をご祈念申し上げます。</p>

尾崎会長	<p>て、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。</p> <p>どうもありがとうございました。市長はこの後、公務がございましたので、ここで退席させていただきます。ありがとうございました。それでは、改めまして、新しくご就任いただきました春山委員に、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>(委員よりご挨拶)</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。市としても組織改正があり、それによりまして部長も変わりましたので、部長からもご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>(部長挨拶)</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。それでは議事に入る前に、事務局から本日の出欠状況について、ご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席委員でございますが、委員総数17名中、出席委員16名でございます。また、東大和市国民健康保険条例第2条に定めます各選出区分からご出席がございましたので、東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議は成立しておりますことを、お知らせいたします。以上です。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。続きまして、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、お手元にお配りしております資料に基づいて、進めさせていただきますと思います。はじめに、「日程第1 国</p>

<p>岩野課長</p>	<p>保講演会の動画公開について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは「日程第1 国保講演会の動画公開について」、ご報告申し上げます。この国保講演会につきましては、例年、東京都国民健康保険団体連合会が主催いたしまして、厚生労働省保険局の国民健康保険課の方からご講演をいただいております。令和3年度におかれましては、コロナの感染拡大防止のため、集合による講演会とはせず、講演の動画を公開する形で行われました。講演会の資料につきましては、運営協議会の委員の皆様にも、従前より共有させていただいておりますことから、令和3年度の講演会の資料につきまして、今回、机上に配布させていただいております。本来、資料全体を通じてご説明すべきところではございますが、時間も限られており、また今回は、委員として初めて運営協議会にご出席いただいている方もおられますことから、国民健康保険制度をめぐる概要や背景のみ抜粋して、説明させていただきます。他の委員の皆様におかれましては、再確認の機会としていただければと存じます。</p> <p>初めに、医療費の動向と社会保障をめぐる動きといたしまして、3ページをご覧ください。医療費の動向について、まとめられております。表の中に書かれております国民医療費というのは、医療保険制度の保険給付、公費負担の医療制度の給付、患者の一部負担金等を合算したものになります。この棒グラフが、国民健康保険に限らず、被用者保険等を含めた公的な医療保険全体の数値として捉えていただきますようお願い申し上げます。棒グラフの左端になります、1985年からの国民医</p>
-------------	--

療費の推移が示されており、直近で把握する限りまでは増加の傾向が見て取れると考えております。1枚おめくりいただきまして、5ページをご覧ください。制度別の財政の概要（平成30年度）でございます。この中の紫色の前期調整額をご覧ください。65歳から74歳までの方を前期高齢者と表しております。この前期調整額とは、各医療保険の加入者のうちの前期高齢者の加入者の割合に応じて、保険者間の財政調整を図っているものでございます。協会けんぽや組合健保の矢印の先が、市町村国保に向かっております。やはり国民健康保険の加入者には、前期高齢者が多いので、他の協会けんぽや組合健保からの財政調整額が、国民健康保険の財源として充てられております。また、緑色の後期支援金のところをご覧ください。この後期支援金をご覧くださいと、国民健康保険を含めた現役世代の医療保険加入者からの支援金によりまして、後期高齢者医療が支えられているということも、見て取れるかと思えます。日本の国民皆保険は、こうした他の制度との支え合いの中で成り立っているということをご理解いただければと思えます。

23ページをご覧ください。「人口ピラミッドの変化」というタイトルのページがございます。ここからは国民健康保険制度の現状と課題についての概要となります。これからご説明いたします内容の数値につきましては、特に断りがなければ、すべて国全体の数値を表しておりますことをご承知おきください。この23ページでは、国民健康保険加入者と被用者保険等の人口ピラミッドの変化が、1966年、1990年、2019年で表されております。高齢の方が国保加入者に占める割合が増加していることが、見て取れるかと考えております。1枚

おめくりいただきまして、25ページをご覧ください。市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移が表されております。現在でも、新聞等メディアで国民健康保険を説明する時に、自営業者等が加入している国民健康保険と説明されることがありますが、この表の一番右側、令和元年度のグラフを見ていただきますと、黄色の無職というところ、これは主に年金で生活されていらっしゃる方と推察されます。それから緑色の被用者、これは一例としては、パート収入等の方と推察されます。この2つで8割近くを占めておりまして、ピンク色の自営業者の割合を大きく上回っているということが確認できます。このように、国民健康保険の現状としましては、加入者の年齢構成が高く、所得の水準が低い、という課題を制度として抱えている現状をご推察いただけたかと思えます。国民健康保険が、保険の仕組みを用いて制度運営を図っていることを考えますと、こうした現状が、重い課題となっていることが窺えます。次のページに、各保険者の比較が示されてございます。こうした各保険者の比較におきましても、この国民健康保険の課題について、数値的などころでご認識いただけるものと考えております。1枚おめくりいただきまして、27ページをご覧ください。こうした国民健康保険の課題を解消するために、国が、国保の制度改革を平成30年度から実施しており、主な課題への取り組みが示されてございます。27ページの下欄をご覧ください。今後の主な課題といたしまして、3点示されております。1点目は、法定外繰入れ等の解消ということで、当市におきましても、財政健全化計画に基づきまして、一般会計からの赤字補填の繰入れの解消に取り組んでおり、運営協議会の委員の皆様

	<p>ご理解、ご協力によりまして、徐々に解消してございます。2点目は、保険料水準の統一に向けた議論でございます。国保制度改革の目標の一つは、同じ都道府県内の保険料水準の統一でございますので、これに向けて、今後議論を深めていくこととなります。3点目は、医療費適正化の更なる推進であります。当市におきましても保健事業の推進やジェネリック医薬品の普及に取り組んでいるところでございます。</p> <p>以上、駆け足ではございますが、国保講演会の資料につきまして、国民健康保険制度をめぐる概要や背景についてご説明させていただきました。委員の皆様におかれましては、後程でも資料をご覧くださいまして、この資料の中でご不明な点等ございましたら、本協議会終了後でも差し支えございませんので、保険年金課までお問合せいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。</p> <p>ただいま説明が終わりました。皆様からご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは次に進みたいと思います。日程第1については、終了とさせていただきます。</p> <p>次に「日程第2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険の施策について」を、事務局から説明をお願いします。</p>
尾崎会長	<p>「日程第2 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険の施策について」であります。令和3年度に実施いたしましたコロナ禍の影響に対する施策につきまして、速報値をご報告いたします。</p>
岩野課長	



1点目が、国民健康保険税の減免についてでございます。対象となる世帯につきましては、別紙にて概要をまとめておりますので、ご覧いただければと思います。概ねの内容といたしましては、対象世帯として、1点目が、主たる生計維持者が、コロナによって死亡、又は重篤な傷病を負った世帯。2点目といたしまして、コロナによって主たる生計維持者の事業収入や給与収入等が、令和2年と比較して、令和3年に3割以上の減少が見込まれ、その他一定の所得要件に該当した世帯、又は、令和元年と比較いたしまして、令和3年に3割以上の減少が見込まれ、その他一定の所得要件に該当した世帯となります。これらの要件に該当する世帯の対象となる保険税額から、2割～10割の減免を行うものでございます。

議題2の資料にお戻りください。減免による減収分の財源についてですが、減免された保険税につきましては、その分減収することになります。この減収分の財源についてでございますが、令和2年との収入比較による保険税の減収分につきましては、令和3年度全額国による補填がなされました。コロナ前となります令和元年との収入比較につきましては、こちらは市独自の施策となります。これによる保険税の減収分につきましては、国民健康保険事業運営基金の取り崩しを充当してございます。実績といたしまして、表の一番下の欄に明記してございます。令和3年度決定件数が118件、減免額は記載のとおり約1,920万円でありました。参考までに、令和2年度の実績を明記してございます。収入比較が令和3年度と異なりますので、こちらは参考程度としていただきますようお願い申し上げます。

	<p>2点目が傷病手当金の支給でございます。対象者につきましては、先ほどと同様に別紙にて概要をまとめております。概ねの内容といたしましては、国民健康保険に加入されている被用者、つまり、事業主に雇用されて給与等が支払われている方になりますが、この被用者のうち、コロナに感染、または、感染が疑われる方が、療養等のために仕事を休まざるを得なかった場合に、その休まれた期間の給与等の概ね2/3を傷病手当金として、支給するものでございます。傷病手当金の支給額につきましては、全額国から補填されます。実績を表の一番下の欄に明記しておりますが、決定件数といたしましては、23件、支給額は記載のとおり約174万円となりました。参考までに令和2年度実績を明記してございます。なお、この傷病手当金につきましては、期限が令和4年6月末日までとされておりましたが、昨日、国から通知がございまして、この期間が令和4年9月末日まで延長されましたので、速報ということで委員の皆様にご報告させていただきます。説明は以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>どうもありがとうございました。説明が終わりました。このことにつきまして、質問はございますか。ご意見をお願いします。所得が1,000万円以上の場合は、減免はないということの理解でよろしいでしょうか。</p>
岩野課長	<p>所得要件の一つとなりますが、世帯で1,000万円の所得が確認された場合には、減免の対象にはならないということでございます。以上です。</p>
尾崎会長	<p>何か他にございませんか。 (意見なし) それではないようでしたら「日程第2 新型コロナウイルス</p>

	<p>感染症の影響に対する国民健康保険の施策について」を終了とさせていただきます。</p> <p>引き続き「日程第3 その他」ということで、事務局から何かございますか。</p> <p>事務局からは、何か皆様から情報交換等あればと思います。こちらからは以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。皆様から何かその他で、総括してございますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>質問もないようですので、「日程第3 その他」を終了させていただきます。</p> <p>これもちまして、本日の日程がすべて終了いたしました。本日の運営協議会はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
岩野課長	
尾崎会長	
委員一同	